

「年次制研修会」に参加して

霧島支部 大塚 一陽

先日, 5年ぶりとなる「年次制研修会」に参加した。

司法書士に求められる職責は、時代とともに変化し案件の内容も複雑になっている。ややもすると安易な自己判断に陥りがちな司法書士倫理について学ぶ、極めて貴重な研修と受け止めている。

研修の進め方として、レクチャーだけでは限界があり、少人数による意見交換が効果的という ことで、今回もグループディスカッションを中心とした形態であった。

課題としては,(1)登記意思確認のあり方,(2)利益相反,(3)誇大広告(ブログ内容) と品位の保持及び守秘義務等である。

今回私はグジ運でグループの司会進行の役を頂き、少々憂鬱な気分での出席であった。しかし、皆さんの積極的な意見交換のお陰で何とか任務を遂行できたとともに、参考になるご意見を多く承ることもできた。

設定される事例については、「誰が見ても一目了然」というものではなく、言ってみればグレー ゾーンに位置する微妙な案件となっている。そのため、「これぐらいなら認められるべきだろう」 「受任できなくはないが、○○という点に注意すべきだ」といった、様々な意見が出された。

各課題の内容の一部は次の通りである。

(1)登記意思確認のあり方について

実際の懲戒事例に基づく事案で、抹消登記の登記権利者からの依頼を契機としたものだった。 基本中の基本であるが、信頼している知り合いだったり、大丈夫だろうという安易な気持ちで意 思確認をしたつもりになってはならず、あくまでも意思確認は司法書士本職が面談によってなさ れることが原則であることを改めて肝に銘じたい。

(2)利益相反について

司法書士が遺言執行者に選任されたとき、一部の相続人に加担するような行為及び執行行為完了後に、相続人の一人から遺留分減殺請求を依頼された場合、どのように行動したらいいのか等、普段考えたことのない事例であり大変参考になった。

(3) 誇大広告(ブログ内容) と品位の保持について

最近は多くの事務所がブログを活用している。その内容は、司法書士業務を分かりやすく整理

した情報も満載で、一般の方々も利用しやすい事この上ないだろう。ブログを持たない私にとっては羨ましい限りである。しかし、業務広告・宣伝の表現のあり方などの、セーフかアウトかの判断はなかなか困難である。「品位を損なう広告宣伝・不当に依頼を誘致する行為の禁止」は明示されているが、個人の主観に頼るため、これといった線引きや答えが出にくいのが実情である。

今回の研修の感想は何かと問われると,司法書士倫理を完璧に貫くのはやはり難しいということを再確認したことだろうか。

基調講義のレジュメのむすびで、「倫理を知らなければ実践できず、知っているだけで実践しないのは意味がない」という一節があった。正にその通りだと考える。

倫理を知るために研鑽を積み、それを実践するために一つ一つの事案に真摯に向き合い、社会の信頼と期待に応えるという意味を持ち続けたい。



年次制研修会に参加して

鹿児島支部 田 中 孝 史

1. 基調講義

年次別研修会の前半は、加藤新太郎先生による司法書士倫理の構造と実践についてのDVD講義だった。多数の問題提起がなされ腹に落とし込むのはなかなか難しかったが、むすびの部分にある「倫理を知らなければ実践できず、知っているだけで実践しないのは意味がない」ことを学べたのは本当によかった。なぜなら、知ることで、これまで自分は知らなかったということに気づかされ、その恥ずかしさゆえに実践することができるようになるのだから。

2. グループディスカッション

後半は、3つの事案に基づいて、受講生同士が議論することで倫理の考え方を深めていく実習であったが、個人的に特に印象的だったのは、インターネットのWEBサイトを使用した広告・ 宣伝の在り方についてである。

ブログに、顧問先の上場会社社長とお昼を食べた記事や、具体的な企業経営の相談があった記事を掲載するのは、司法書士の業務広告に関する基準の表示できない広告事項に該当する以上に、

会社の構成員のプライバシーに関することを不特定多数にさらすことにより、その会社の信用を 損ねる結果となりかねない可能性がある。規則基準も大切であるが、「ある行為をした場合、ど のように迷惑をかけるか」といった想像力も大切であろう。

疑問もあった。「条件がそろえば、被相続人の死後3カ月経過しても、相続放棄の申述が受理される場合がある」のは、法律上間違いではないのだが、倫理68条の「有利な結果の請け合いの禁止」に該当する可能性があるという。「必ず受理される」ではなく「受理される場合がある」ときでも、果たして有利な結果を受けあったといえるのか?また、お客様を紹介したら割引券を送付するのは、その事務所で相談したらやすく受けられるとの過度な期待を抱かせる点で禁止された広告といえるが、仮にその事務所が相続問題のエキスパートで、送付するのも割引券でなく特製のエンディングノートだとしたら、果たしてこれも禁止すべき広告に当たるのか?これから先ずっと考え続けなければならない問題である。

3. 所感

以上を通して考えたのは、こういった倫理を取り扱った研修がないとしたら、果たして私は日 ごろ倫理のことを意識して業務に取り組んでいたであろうかということである。

常に意識しているつもりでも、一日一日と何もせずに過ぎていけば考え方も経年劣化していく。 特に倫理は普段ほかの先生方と面と向かって話し合うこともないので、世間とのずれが生じていることも気づかなくなる危険がある。

遡れば、私が司法書士として登録したのは、東日本大地震のあった2011年である。福岡で行われたブロック別研修会の最中にそれは起こり、TVも大地震のニュース一色であった。その光景を見て、司法書士として彼らを支援できることはないか考え、困っている方々の生活を少しでも楽にして、私だけでなく私を取り巻く皆様が幸せになれるお手伝いをしたいと思ったものである。

それから5年たち、今回そのような当初持ち合わせていた心構えを見直す意味で、非常に有意義な研修に参加させていただくことができた。この場を借りて関係者の皆様にお礼を申し上げたい。



ソフトボール奮闘記

鹿児島支部 田 中 栄一郎

カキーンという音とともに、打球が宙を舞いながら私のほうへ向かってきた。

しかし運動不足の体では、到底ボールに追いつけない。はるか遠くに転がっていったボールを 懸命に追う私であった・・・。

去る昨年10月10日に、鹿児島市内の星ケ峯中央公園で五士業ソフトボール大会が開催されました。

大会の参加者は税理士・社労士・行政書士・土地家屋調査士・司法書士総勢約50名で、私たち司法書士チームのメンバーは30代から40代前半までの9名です。前の週に佐賀県で行われた九B青年司法書士会の県対抗ソフトボール大会と違って、和気あいあいとした中で楽しく行われました。

実は私,小学校のころにソフトボールスポーツ少年団に入っていました。当時のポジションは ピッチャーです。去年の五士業フットサル大会にも参加したのですが、サッカーが苦手というこ ともあり、残念な活躍しかできなかったので、昔していたソフトボールなら何とかなるかも、と いう事もあり今年も参加しました。

私は、経験者なのですが、あまり上手ではないので、守備範囲が広く走りまわることになる、 ある意味体力勝負の外野を守ることにしました。

士業対抗と銘打っていますが、士業間の親睦交流を図るのが目的の本大会です。怪我しないよう楽しくプレイ出来れば、それでいいのです。

ですが、勝ち負けを目の前にして負けてもいいやと思う人間はいません。参加者全員、打球の 行方に一喜一憂しながらゲームは進んでいきました。

ピッチャーは下手投げしか使えないこともあり、どの試合も乱打戦となりましたが、我が司法 書士チームは、メンバーの活躍と運の良さもあって3戦全勝でした。

一方,私自身は、若い頃(20代)と違い体が思うように動きませんでした。メタボなせいかすぐ息切れします。飛んできた打球を取るために3回全力ダッシュしたところで足がつりました。 (気持ちは20代なのですが・・・)

去年、なのはなマラソンを走ってから全く運動をしていなかったツケが来ていたようです、情 けない。

今回、司法書士チームは男性のみだったのですが、社労士、税理士チームは女性の方も参加さ

れていて、当然、女性の未経験者でも楽しく試合ができるよう配慮されていました。

夜は、ちゃんこ鍋のお店で懇親会です。

試合の後のビールは最高ですね、他士業の方との話も盛り上がり、ついつい飲みすぎてしまいました。

来年のソフトボール大会、皆さんの参加をお待ちしています。

参加する理由は、日ごろの運動不足・ストレスの解消、同業・他士業との交流等何でもいいんです。一年の中でたった一日、いい汗をかきませんか。



ちょっと、おじゃまします。Vol.8

今回は,親子共同で経営されている司法書士事務所のうち,「神崎正泰司法書士事務所」(霧島 支部)と「木藤事務所」(鹿児島支部)におじゃまして,お話を伺ってきました。

「神﨑正泰司法書士事務所」

平成27年12月11日 17時~18時

- (父)神﨑正泰さん,(娘)神﨑優美さん
- 1. 開業して何年ですか?また、親子で仕事を始めて何年ですか?

(娘・優美さん) 父が鹿児島で開業して38年, 親子で仕事を始めて4年くらいです。

私が38歳なので、生まれてすぐに父が現在の 場所で開業していたことになります。



2. 親子で共同事務所をしようと思ったきっかけはありますか?

(娘・優美さん) 東京の大学に進学後、そのまま東京で就職しましたが、30歳になった頃に 地元鹿児島に帰るか悩みました。鹿児島に帰ってきても手に職がなく、そのときに初めて 父の司法書士を意識して、資格を取れば事務所がある、仕事ができることに気がつき、勉強を始めました。これがきっかけだったと思います。

(父・正泰さん)娘が鹿児島に帰ってきて、司法書士の勉強を始めることは大賛成でした。

3. 親として子供に司法書士になってほしいと思っていましたか? 実際に子供が司法書士になってどう思いましたか?

(父・正泰さん) 小さいころから司法書士になってほしいと思っていました。

なので、実際に娘が司法書士になって、うれしいです。そして、色々な議論をできるのが楽しいです。たまにはケンカにもなりますが(笑)。また、自分の引退後も娘に引継ぎができる点は心強いですが、その反面、事件数が減少する中でやっていけるのか心配でもあります。社交的な面で娘は男性と違い苦労するかもしれませんが、信念をもって頑張ってほしいです。

4. 子供から見て、親が司法書士というのは影響しましたか?

(娘・優美さん) 資格を取れば事務所があり、父も現役で仕事をしていたので、やはり影響 はありました。ですが、子供の頃の父はとても厳しく、今のように一緒の働くことは考え られませんでした。大学で上京してもしばらくは反発心から絶対に司法書士にはならない と思っていましたが、色々と回り道をして、結局は父と同じ道にたどり着きました。

5. 親子で仕事をするメリット・デメリットを教えてください。

(娘・優美さん) メリットは、猫も出入り自由な事務所でアットホームなところです。その

他には親子なので、気を遣わず何でも言いたいことが言える、頼みごとをしやすい、二人 なので心強い、お互いの書類をチェックできるなどです。

デメリットは、お互いに甘えがあるせいか、大変そうな仕事はついついお互いに任せて しまうことです。

(父・正泰さん) メリットとデメリットは、娘の言うとおりです。ただお互いに書類をチェックしていても補正があった時にはお互いに「ちゃんと確認したのか」と責任の押しつけあいになります(笑)。

6. 業務内容(割合等)はどうですか?

(娘・優美さん)割合としては、不動産登記80%・後見関係15%・商業法人登記2%・裁判その他3%といったところだと思います。

このうち父の名前ではなく私個人で業務として受けているのは後見関係のみです。

7. けんかすることがありますか?

(娘・優美さん) 今はお互いうまくけんかを避けるようになったので、あまりすることはなくなりましたけど、最初の頃はありましたね。私は泣いたりもしていました(笑)。お互い頑固で引かないので、一度始まったらとにかく言いたいことを言い合っていました。でも、今はもう収拾がつかなくなるのがわかっているので、前ほどではなくなりました。

(父・正泰さん) だんだん相手の言うことが予想できるようになりますもんね (笑)。こう言ったらこう返ってくるとか。

----けんかは引きずりますか?

(父・正泰さん) それはないですね。夫婦喧嘩は引きずりますけど(笑)。ケロッとしていますよ。

(娘・優美さん) お客さんが来られると、やはりその雰囲気のままではよくないので、コロッと態度を変えていますね。

8. 親から子へ・子から親へ伝えたいこと (要望等) はありますか?

(父・正泰さん)「お客さんはどうしてこの事務 所を利用しているのか」という意味を理解して対応してほしいということですね。ただ仕事をすればいいというわけではなく、規律を守りながら、お客さんの気持ちに応えられる司法書士になってほしいです。

(娘・優美さん) 自分が司法書士になって初め



て「父はこんな大変な仕事をしながら自分を大学まで出してくれたんだ」ということがわかったので、「ありがたい」という感謝の気持ちがすごくあります。

(父・正泰さん) 初めて聞きました (笑)。

9. 今後について

―――今後もずっと合同でされる予定ですか?

(父・正泰さん) そうですね。ただ、どのタイミングで(娘に) バトンタッチするかという のは考えています。

一一今後の目標はありますか?

(娘・優美さん)個人的には事務所をバリアフリーにリフォームしたいと考えています。玄 関に高い段差があるので、年配のお客さんはどうしても「よっこらしょ」という具合になっ てしまうんですよね。ただ、父がこれまでこの事務所でやってきたというのがあるので、 そんなに大きくは変えたくはないんですけど。

あとは、業務に関して何でも一人でできるという自信をつけたいです。

(父・正泰さん)司法書士には信条や理念が必要だと思っています。例えば憲法なら憲法の理念を遵守するとか。最近では安保関係や原発関係の問題等がありましたしね。自分の信条に基づいて真摯に対応していくという姿勢が娘にも必要ではないかと思います。

10. 事務所近辺のおすすめのスポット等があれば教えてください。

(父・正泰さん) 私は釣りをよくするのですが、錦江湾は釣りの宝庫なので、みなさんにも じゃんじゃん釣りをしてほしいと思います。加治木港から2、3分出ればそこで魚が釣れ るんですから。息抜きにもなりますし、ぜひおすすめですね。加治木港ではサヨリ等が釣れる時期になれば場所の取り合いになるほどですよ(笑)。

(娘・優美さん) 「龍門滝(りゅうもんのたき)」は、日本の滝百選に選ばれてます。マイナスイオンを浴びながら、壮大な滝の音にボーッと耳を傾けていると心が洗われます!また、その近くにある「龍門司坂(たつもんじざか)」は歴史の道百選にも選ばれていて、大河ドラマ「翔ぶが如く」のロケ地でもありました。

「新道屋」は、加治木まんじゅう店の中でも特に人気のあるお店です。行列もできるお店で、売り切れ次第閉店します。こしあんたっぷりです。



「木藤事務所」

平成27年12月14日 15時~16時

- (父) 木藤行雄さん, (息子) 木藤貴文さん
- 1. 開業して何年ですか?また、親子で仕事を始めて何年ですか?

(息子・貴文さん) 父は昭和53年の1月に開業しています。ですので、来年1月で、開業して38年目になります。私は補助者として平成18年の



7月から勤務しておりますので、補助者として勤務してからは来年で10年目になります。 司法書士に登録したのが平成26年の4月なので、登録してからだと来年で2年目になりま す。

2. 親子で共同事務所をしようと思ったきっかけはありますか?

(息子・貴文さん)補助者のときから事務所に勤めていたので、そのままの流れで共同事務所になりました。補助者として事務所に勤務したきっかけは、結婚を機に以前勤めていた会社を辞めて、現在の事務所に勤務し始めたのがきっかけです。ちなみに、以前勤めていた会社は業務用の食品の卸売りをする会社で、地方のホテルやレストランへ、2トン保冷車で食品を運んでいました。

(父・行雄さん) それぞれ単独で事務所をするのは費用対効果の面でももったいないですし、 せっかく親子なのだから、という感じですね。

3. 親として子供に司法書士になってほしいと思っていましたか? 実際に子供が司法書士になってどう思いましたか?

(父・行雄さん) そこまで司法書士になってほしいという思いはなく,ご飯を食べていける 職業であれば何でもいいと思っていました。でも,実際に司法書士になってもらえると, 周りの人もよかったねと言ってくれるし,うれしかった。自分もいずれはやめていくこと になるけど,今までの実績(業務の知識や経験など)を引き継いでいくことができたらな あと思っています。

4. 子供から見て、親が司法書士というのは影響しましたか?

(息子・貴文さん)最初から司法書士になりたいと思っていたわけではないので、そんなに 影響はなかったと思います。父の事務所に入ったのも、最初は生計を立てていくための働 き口だと考えていて、それでこの事務所にお世話になり始めたんです。でも、実際自分が 司法書士になったことを考えると、多少父の影響があったのかなとは思います。

5. 親子で仕事をするメリット・デメリットを教えてください。

(父・行雄さん) 今は、司法書士本職が本人確認や意思確認など様々な場面に立ち会わない

といけなくなっていますよね。不動産取引の決済の時間が重なったときに、本職が2人いたら融通が利くので、そこはメリットです。それと、法律はどんどん変わっていくから、勉強してついていくのは大変じゃないですか。だから、会社法のことなど、比較的最近合格した息子は勉強した法律の知識が残っているので、いろいろと聞けて助かります。あと、最近の依頼で、農業会の抵当権抹消の仕事がありましたが、このような特殊な登記の資料が残っているので、それを引き継いで参考にしてもらえるのがメリットです。デメリットはほとんど感じませんね。

6. 業務内容(割合等)はどうですか?

(父・行雄さん) 私と息子の業務割合でいうと、私9:息子1くらいですね。事務所全体の業務割合は、不動産登記が7~8割ほどで、残りが商業法人登記です。登記業務がメインですね。裁判業務はあまりしませんが、登記に絡んだ裁判はやります。以前は後見申し立て書類の作成などはしていましたね。

(息子・貴文さん) 私は、最近後見業務を始めていますが、まだそんなに件数は多くないです。始めたばかりでわからないこともあり、時間は割かれますけど。

7. けんかすることがありますか?

(父・行雄さん) けんかはしませんね。裁判業務をする事務所は、手続きの方針や訴状の内容など、意見が分かれてもめることがあるかもしれないけど、この事務所自体、登記業務がメインなので、そんなに親子でもめることはないですね。

8. 親から子へ・子から親へ伝えたいこと(要望等)はありますか?

(父・行雄さん)格別これといってはありませんが、一緒の事務所で仕事をすることによって、伝えたいことが身をもってわかってもらえるのではないかと思います。ひとつ言えることは、会務を頑張るのは良いことだが、多重会務者にならないように頑張ってくださいということですかね。(笑)私が会長をしていた頃も会議に出ることが多く、忙しかったですよ。

(息子・貴文さん) 私の方からは、父がよく事務所内で書類を探しているのを見かけるので、 父には書類の整理を心がけてほしいなと思っています。(笑)

(父・行雄さん)事務所もちょっと狭いんですよ。私たちの仕事は、一度受けた仕事の書類はなかなか捨てられないですよね。残さないといけない書類もありますし。だから、物置もあって、そこに書類は保管するようにしています。司法書士は懲戒の除斥期間がないので、保管期間が過ぎたからといってすぐ捨てるわけにもいかないですし、前依頼された依頼者から再度仕事を受けることもあるので、書類を残しておいて助かることもあるんですけどね。

(息子・貴文さん) 何年か前に、一回物置を整理したのですが、その時に処分した書類はトラック1台分になりました。よくそんなに入っていたなと思いましたね。

(行雄先生) 息子の言うことも確かなので、管理には気をつけます。

9. 今後の目標はありますか?

(父・行雄さん) 私は特にありません。現状維持です。

(息子・貴文さん) 私は、依頼者の方と話をする場面で、要を得ない説明の仕方をしている 部分があるので、それが依頼者に伝わってギクシャクすることがあるかなと感じています。 ですので、経験をよく積んでいる父親のように、できるだけ穏やかな形で依頼者の方と向 き合えたらいいなと思っています。

(父・行雄さん)優等生だね。私はやっぱり、あと4~5年は仕事をしないといけない。なぜかというと、車のリースが今年始まったからです。それくらいは仕事しないと迷惑をかけてしまうからね。

10. 事務所近辺のおすすめのスポット等があれば教えてください。

(父・行雄さん) 昔はね、法務局が近いと何かと便利だったんですよ。オンラインもない時代だし。だから、私は昔からこの近辺で事務所をしていて、今まで何度か事務所を引っ越しているけど、全部真砂近辺なんです。この辺りのお勧めスポットと言っても特にないですね。見ての通りです。

(息子・貴文さん) 私は鹿児島市立科学館を推します。最近、宇宙について興味を持ち始めていまして、科学館にはいろいろな講演会や展示物もありますので、お勧めです。私としては、来年、ロケットの発射を見に行きたいと思っています!





新入会員紹介



①氏 名 中間智美

②事務所所在 鹿児島市易居町10番4-1303号(宮脇伸舟司法書士事務所)

③入会年月日 平成27年7月22日

④出 身 地 鹿児島市

⑤趣 味 音楽鑑賞, 読書

⑥自己紹介

平成26年度司法書士試験に合格し、昨年7月に登録しました中間智美と申します。大学卒業後、学習塾の昴で10年間広告宣伝の部署におり事務の仕事をしていました。資格を取得したいと思い司法書士試験の勉強をはじめましたが、想像以上に難しく7回目の受験でようやく合格することができました。

現在は、宮脇先生の事務所で働かせていただいており、先生をはじめたく さんの先輩方にご指導いただきながら頑張っている日々です。

⑦今後の抱負

まだわからないことも多く、緊張しながら不安もいっぱいの日々ですが、一つひとつの仕事を大事に吸収しながら早く一人前の司法書士として仕事ができるようになりたいです。そして多くの方から信頼される司法書士をめざして誠意をもって取り組んでいきたいと思います。何卒よろしくお願い申し上げます。